

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（~~廃止~~・縮減）

（農林水産省）

制 度 名	特定農業法人が農地法に規定する協議により農用区域内の遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減				
税目（条文番号）	登録免許税（措法第 7 6 条）				
見 直 し の 内 容	<p>本措置は、特定農業法人が農地法第 35 条に規定する協議により農用区域内の遊休農地を取得した場合に、その所有権の移転登記の税率を軽減 20/1000 から 8/1000 に軽減する措置であり、適用期限を 2 年間延長することを要望していたものであるが、見直しによって、要望を行わないこととした。</p> <table border="1" data-bbox="874 842 1219 936"> <tr> <td data-bbox="874 842 1219 936">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 842 1489 936">+3.3 百万円 （ - 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+3.3 百万円 （ - 百万円）
平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+3.3 百万円 （ - 百万円）				
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>本措置は、特定農業法人による農地の取得費用を軽減することで、特定農業法人への農地の円滑な集積及び耕作放棄地の解消を促すものであるが、平成 17 年度（創設年度）から平成 21 年度までの 5 年間で適用実績がないことや、減収見込額も少額であることから、政策手段としての合理性、有効性、相当性の観点から、廃止することとした。</p>				